

株式交付に係る事後開示書面

(会社法第 816 条の 10 第 1 項及び会社法施行規則第 213 条の 9 に定める開示事項)

2024 年 4 月 1 日

株式会社富山第一銀行

2024年4月1日

株式交付に係る事後開示事項

富山県富山市西町5番1号
株式会社富山第一銀行
代表取締役頭取 野村 充

株式会社富山第一銀行（頭取 野村 充）（以下「当行」といいます。）は、2024年2月26日付で作成した株式交付計画書に基づき、2024年4月1日を効力発生日、同日の午後2時にその効力が生じるものとし、当行を株式交付親会社とし、株式会社富山ファイナンス（以下「富山ファイナンス」といいます。）を株式交付子会社とする株式交付（以下「本株式交付」といいます。）を実施いたしました。

本株式交付に関する会社法第816条の10第1項及び会社法施行規則第213条の9に定める事後開示事項は下記のとおりです。なお、本株式交付は、会社法第816条の4第1項に定める簡易株式交付に該当します。

記

1. 株式交付が効力を生じた日（会社法施行規則第213条の9第1号）

2024年4月1日

2. 株式交付親会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第213条の9第2号）

（1）会社法第816条の5の規定による請求に係る手続の経過

本株式交付は、会社法第816条の4第1項に定める簡易株式交付に該当するため、該当事項はありません。

（2）会社法第816条の6及び第816条の8の規定による手続の経過

i. 反対株主の株式買取請求（会社法第816条の6）

当行は、会社法第816条の6第3項及び社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項に従い、2024年2月27日付で当行の株主に対して、本株式交付をする旨並びに株式交付子会社である富山ファイナンスの商号及び住所を電子公告にて公告いたしました。なお、本株式交付は、会社法第816条の4第1項に規定する簡易株式交付に該当するため、当行に対して株式の買取請求を行うことのできる株主はおりませんでした。

ii. 債権者の異議（会社法第 816 条の 8）

該当事項はありません。

3. 株式交付に際して株式交付親会社が譲り受けた株式交付子会社の株式の数（株式交付子会社が種類株式発行会社であるときは、株式の種類及び種類ごとの数）（会社法施行規則第 213 条の 9 第 3 号）

本株式交付に際して当行が譲り受けた富山ファイナンスの株式の数は、22 株です。

4. 株式交付に際して株式交付親会社が譲り受けた株式交付子会社の新株予約権の数及び当該新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合には、当該新株予約権付社債についての各社債（株式交付親会社が株式交付に際して取得したものに限る。）の金額の合計額（会社法施行規則第 213 条の 9 第 4 号及び同項 5 号）

該当事項はありません。

5. 上記に掲げるもののほか、株式交付に関する重要な事項（会社法施行規則第 213 条の 9 第 6 号）

- ・ 当行は、会社法第 816 条の 4 第 1 項の規定により、本株式交付について会社法第 816 条の 3 第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交付を行いました。なお、会社法第 816 条の 4 第 2 項の規定に基づき本株式交付に反対する旨を通知した当行の株主（当該株主総会で議決権を行使することができる株主に限ります。）はおりませんでした。
- ・ 当行は、株式交付子会社である富山ファイナンスの株式の譲渡人である富山ファースト・ディーシー株式会社及び北日本放送株式会社との間で、本株式交付に関して、2024 年 3 月 18 日付で、会社法第 774 条の 6 に定める総数譲渡し契約を締結いたしました。
- ・ 当行は、本株式交付により、株式交付子会社である富山ファイナンスの株式の譲渡人に対し、その譲渡する富山ファイナンスの普通株式 1 株につき 25,142 株の割合をもって当行の普通株式を割当交付いたしました。なお、当行が割当交付した当行の普通株式の合計は 553,124 株です。
- ・ 本株式交付により増加する当行の資本金及び準備金の額は以下のとおりです。
 - ① 資本金の額 : 金 0 円
 - ② 資本準備金の額 : 会社計算規則第 39 条の 2 に従い当行が別途定める額
 - ③ 利益準備金の額 : 金 0 円

以上